

平成 24 年 10 月 12 日

【照会先】

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

課長 奈良 篤

課長補佐 構 健一

室長補佐 瀧ヶ平 仁

(代表電話)03(5253)1111 (内線5516, 5511)

(直通電話)03(3502)6756

報道関係者 各位

印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等 に関する通信調査の結果(最終版)

厚生労働省では、印刷業に対する労働衛生対策の一環として、通信調査を実施しましたが、このほど最終的な結果がまとまりましたので公表します。

10月以降も、有機溶剤中毒予防規則(以下「有機則」という。)等の対象物質を使用していると回答した事業場と通信調査に未回答の事業場に対し、集団説明会を開催すること等により、有機則等の遵守徹底を図っていくことにしています。

(注: この報道発表資料は、本年 9 月 5 日に広報したものの最終版です)

1 通信調査の結果

(1) 有機溶剤等の管理状況

有機則等の対象物質を使用していると回答した事業場の管理状況について、全国の回答状況は次のとおりです。(47 労働局 7,105 事業場)

	事項	している	していない	対象外	不明
1	局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置	37.3%	35.9%	22.1%	4.7%
2	全体換気装置を設置	60.1%	20.6%	13.8%	5.5%
3	特殊健康診断の6カ月以内ごとの実施	18.3%	73.0%	—	8.7%
4	有機溶剤作業主任者の選任	33.8%	58.3%	—	7.9%

5	有機溶剤等について、作業環境測定	13.1%	56.9%	23.7%	6.2%
6	衛生委員会の設置	11.0%	5.0%	68.3%	15.7%
7	産業医の選任	11.2%	4.8%	68.2%	15.8%
8	衛生管理者の選任	11.1%	4.9%	68.2%	15.7%
9	保護手袋の使用	75.4%	6.2%	5.7%	12.6%

注 原則として、第1種、第2種有機溶剤については1, 3, 4, 5が、第3種有機溶剤には2, 4
 が必要です
 6, 7, 8については、労働者数50人以上の事業場について必要です
 9については、業務により必要です

(2) 作業環境測定を実施している事業場の直近の管理区分(945事業場分)

第1管理区分のみ	第2管理区分がある	第3管理区分がある	不明
60.4%	23.4%	12.3%	3.9%

(3) 集団説明会の開催状況 (9月)

ア 開催回数 19回
 イ 出席事業場数 1,069事業場

2 胆管がんに関する相談窓口の状況

厚生労働省及び産業保健推進センターの相談窓口寄せられた胆管がんに関する各種相談の状況は次のとおりです。

胆管がんに関する相談窓口の状況

期間	合計	東日本	西日本	産業保健推進センター
7月12日～18日	301	84	162	55
7月19日～25日	132	48	69	15
7月26日～8月1日	105	39	49	17
8月2日～8日	47	17	22	8
8月9日～15日	23	8	12	3
8月16日～22日	24	9	11	4
8月23日～29日	15	6	7	2

8月30日～9月5日	16	4	10	2
9月6日～12日	26	10	13	3
9月13日～19日	5	1	4	0
9月20日～26日	18	6	12	0
9月27日～10月3日	28	11	12	5
10月4日～10日	7	0	5	2
合計	747	243	388	116

3 労災請求の状況

平成24年10月9日現在、印刷業に従事し胆管がんを発症したとして労災請求された事案は45件(うち遺族請求29件)です。

4 今後の対応

10月以降においても、各労働局において、有機則等の遵守についての集団説明会を開催するとともに、同説明会に出席しない等の事業場に対し個別指導等を実施していくことにしています。